

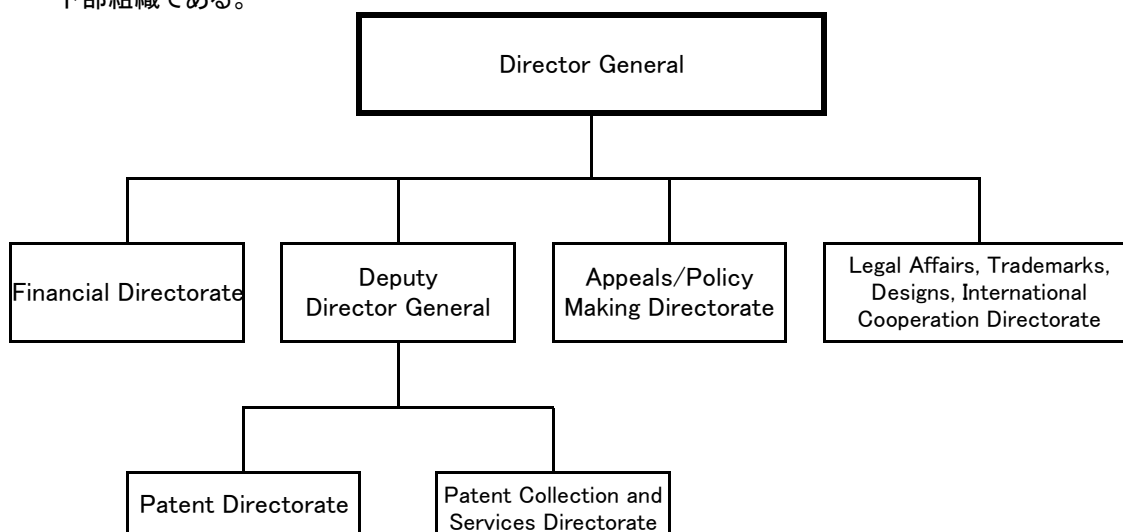
①国名	Romania (RO) (ルーマニア)				
②名称	Ministry of Justice / State Office for Inventions and Trademarks (OSIM)				
③所在地	5, Ion Ghica Street, Sector 3, 030044 Bucharest				
④連絡先	(電話) (40 21) 315 90 66		(FAX) (40 21) 312 38 19		
	(E-mail) office@osim.ro		(internet) www.osim.ro		
⑤組織の長	Director General: Mr. Marian-Catalin Burcescu				
⑥沿革	<p>(1) 特許制度については、最初の特許法が1906年1月17日に制定され、1974年11月2日に発明・革新に関する法律(No.62)により制定された。その後、特許法は1991年に法律第64号により改正が行なわれ、2007年1月8日から施行されている。</p> <p>また、実用新案については、2007年に法律第350号により制定され、2008年3月12日から施行されている。</p> <p>(2) 商標制度については、1979年4月14日に商標及びサービスマークに関する法律第28号が制定されている。</p> <p>(3) 意匠制度については、1992年に法律第129号により制定され、この法律は2007年に改正が行われ、2008年1月19日から施行されている。</p> <p>(4) ルーマニアにおいては、2009年3月1日から特許及び実用新案のオンラインによる出願受付が行われている。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、商標、意匠、半導体回路の回路配置、植物品種				
⑩加盟条約	WIPO 1970/4/26	ベルヌ 1927/1/1	ブリュッセル PLT 2005/4/28	フィルム登録 レコード保護 1998/10/1	マドリッド(原産地表示) ローマ 1998/10/22
	ナイロビ(オリンピック) 2005/7/20	パリ 1920/10/6	ワシントン 2005/4/28	WCT(著作権) 2002/3/6	WPPT(演奏及びレコード) 2002/5/20
	シンガポール 2009/3/16	TLT 1998/7/28	ワシントン 2005/4/28	WCT(著作権) 2002/3/6	WPPT(演奏及びレコード) 2002/5/20
	ブタペスト 1999/9/25	ヘーグ ロンドンアクト	ヘーグアクト 1992/7/18	ジュネーブアクト 2003/12/23	リスボン
	マドリッド(標章) 1920/10/6	マドプロ 1998/7/28	PCT 1979/7/23	ロカルノ 1998/6/30	ニース 1998/6/30
	ストラスブール 1999/3/31	ウィーン 1998/6/30	WTO 1995/1/1		

①国名	Romania (RO) (ルーマニア)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数		939	864	817
(内 外国出願)			58	47	45	37
(内 日本から)			1	1		3
(内 PCTルート)			19	11	11	9
実用新案	全数		46	71	54	49
	(内 外国出願)		5	9	4	13
意匠	全数		294	308	276	215
	(内 外国出願)		104	104	98	72
	(内 日本から)		2	2	1	
商標	全数		10,918	10,776	10,626	10,828
	(内 外国出願)		2,332	1,949	1,907	1,937
	(内 日本から)		17	35	27	11
登録件数			2019年	2020年	2021年	2022年
特許	全数		357	367	376	364
	(内 外国出願)		8	9	16	11
	(内 日本から)					1
	(内 PCTルート)		5	3	8	7
実用新案	全数		47	32	39	26
	(内 外国出願)		15	4	13	11
意匠	全数		257	159	272	196
	(内 外国出願)		102	104	102	53
	(内 日本から)		2	1		
商標	全数		8,193	7,788	8,361	11,135
	(内 外国出願)		2,447	1,887	1,776	2,073
	(内 日本から)		23	12	37	19
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

特許商標局(State Office for Inventions and Trademarks、OSIM)は、法務省(Ministry of Justice)の下部組織である。



①国名	Romania (RO) (ルーマニア)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2014年8月19日改 (2014年法律第613号)
	③地理的効力の範囲	ルーマニア国内のみ (特許法第1条)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者又はその権原承継人 (特許法第3条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ルーマニアに非居住の海外居住者は、ルーマニアに居住の公認の特許弁護士を代理人として選任しなければならない。 (施行規則22)
	⑦出願言語	ルーマニア語。ルーマニア語以外の外国語による場合は、登録又は国内段階開始後、2月以内に翻訳文提出しなければならない(特許法第13条、第15条、施行規則6)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年であり、特許付与の効力は公報により公告された日から発生する。 (特許法第30条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第9条)
	⑩「グレースピリオド」	次の事項が規定されている。 機関は何れも開示日から6月。 (1) 出願人又はその前任者にかかる濫用による発明の開示 (2) 公式又は公認の博覧会における展示による発明の開示。 (特許法第10条)
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 審美的創造物 (3) 精神的行為ねゲーム、事業のための計画、規則及び方法、コンピュータプログラム (4) 情報の提示 (5) 公序良俗に反するもの (6) 植物及び動物品種、植物・動物の生産のための本質的に生物学的方法 (7) 形成・発育過程における人体を主題とする発明 (8) 人体・動物の体に関する外科的・治療的処置方、これらに対する診断方法 (特許法第7条、第8条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第25条、第27条)
	⑬審査請求制度の有無	有。 出願日時点、国内段階開始時点又はこれら何れか1の日から30月以内に、審査請求を行わなければならない。 (特許法第24条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 出願人が特別料金の支払いを行うことにより、早期審査を請求することができる。
	⑮出願公開制度の有無	有。 出願日又は優先日から18月経過後に、出願は公開される。 (特許法第22条)
	⑯異議申立制度の有無	有。 利害関係人は、特許を付与する旨の公告日から6月以内に異議申立を行うことができる。 (特許法第49条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第51条、第52条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与日から3年の遅い方までに、特許を実施しなければならない。不実施は、不使用取消の対象となる。(特許法第43条)

①国名	Romania (RO) (ルーマニア)			
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]			
	出願料	30 EUR (ペーパー出願)	20 EUR (電子出願)	
	優先権主張料	50 EUR (出願時)		
	公開手数料	50 EUR		
	印刷発行料	100 EUR		
	審査請求料	500 EUR (20頁以内、5クレーム以内、これを超える1頁毎に 10 EUR, 1クレーム毎に 15 EUR)		
	[特許権維持に掛かる費用]			
	3年次	150 EUR	12年次	320 EUR
	4年次	160 EUR	13年次	340 EUR
	5年次	180 EUR	14年次	370 EUR
	6年次	200 EUR	15年次	400 EUR
	7年次	220 EUR	16年次	500 EUR
	8年次	240 EUR	17年次	500 EUR
	9年次	260 EUR	18年次	500 EUR
10年次	280 EUR	19年次	500 EUR	
11年次	300 EUR	20年次	500 EUR	
⑳料金減免措置の有無	有。 電子出願時には、小額の手数料の減額がある。			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。 国内段階における審査料が50 %減額される。			

①国名	Romania (RO) (ルーマニア)	
実用新案 制度	②最新実新案法の施行年月日	2007年12月12日施行 (2007年法律第350号)
	③地理的効力の範囲	ルーマニア国内のみ (実案法第5条(1)、(2))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	出願人又はその権原承継人 (実案法第2条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ルーマニアにおいて授権された特許弁護士を代理人として選任しなければならない。 (実案法第20条で準用する特許施行規則22)
	⑦出願言語	ルーマニア語 (実案法第10条(1))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から6年。更に2年ずつ2回更新できる。(最長10年) (実案法第7条(1)~(4))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用, 内外国刊行物 (実案法第3条)
	⑩グレースピリオド*	次の事項が規定されている。期間は、開示から6月間。 (1) 出願人又はその前任者による開示。 (2) 出願人又はその前任者に対する明白な濫用の結果となされた開示。 (実案法第3条(4))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見, 科学理論, 数学的方法 (2) 審美的創造物 (3) 精神的行為, ゲーム, 事業のための計画, 規則, 方法; コンピュータプログラム (4) 情報の提示 (5) 公序良俗に反するもの (6) 植物・動物品種 (7) 生物材料を主題とする考案 (8) 方法を主題とする考案 (実案法第1条(2)、(4))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (実案法第17条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。実用新案の無効は、特許庁(OSIMの再審査委員会)に請求することができる。 (実案法第23条(1)~(3))
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与日から3年の遅い方までに、特許を実施しなければならない。不実施は、不使用取消の対象となる。 (実案法第28条、同第28条により準用する特許法第46条)



①国名	Romania (RO) (ルーマニア)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2014年4月4日ルーマニア官報No.242第I部に再公布の法律No.129/1992
	③地理的効力の範囲	ルーマニア国内のみ (意匠法第1条)
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又はその権原承継人 (意匠法第3条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ルーマニアにおいて授権された特許弁護士を代理人として選任しなければならない。 (意匠法第13条(2))
	⑦出願言語	ルーマニア語。 (意匠法第12条(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。5年間の期間を連続して3回更新できる。 (意匠法第35条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知, 内外国刊行物 (意匠法第6条)
	⑩グレースピリオド	グレースピリオドとしての制度ではないが、次の事項が規定されている。 公認の国際博覧会に展示して開示した場合には、展示日から6月の期間内に優先権を主張して出願すると、博覧会における開示により当該発明の新規性を喪失することはない。 (意匠法第17条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(意匠法第8条、第9条) (1) 専ら技術的機能により決まるもの (2) 意匠が組み込まれ又は適用される製品が別の製品の中に、周囲に、又は上に機械的に接続され若しくは配置されて、何れの製品もその機能を果たせるようにするために、正確な形と寸法で複製しなければならないもの (3) 公序良俗に反するもの
	⑫実体審査の有無	無。出願は、方式要件について審査される。 (意匠法第22条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(ルーマニアは、ロカルノ協定の加盟国)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は、方式要件についての審査を経て、公報により公告(公開)される。 (意匠法第20条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により、30月を超えない期間において出願の公開を延期することができる。 (意匠法第20条(2))
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (意匠法第21条(1))
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に請求することができる。(意匠法第42条)
	㉓登録表示義務	無。 (意匠法第37条)

①国名	Romania (RO) (ルーマニア)			
②④費用 単位  EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]			
		出願料	30 EUR (最初の意匠)      10 EUR(2超の各意匠)	
		公告料	20 EUR (白黒)      100 EUR(カラー)	
		優先権主張料	20 EUR	
		審査料	50 EUR (最初の意匠)      10 EUR(2超の各意匠)	
		[意匠権の維持に掛かる費用]	各5年間についての登録証の効力維持*	100 EUR (意匠数 1-20)
				125 EUR (意匠数 21-50)
				150 EUR (意匠数 51-100)
			更新登録証の発行手数料	20 EUR (意匠数 1-20)
				25 EUR (意匠数 21-50)
				30 EUR (意匠数 51-100)
		②⑤料金減免措置 の有無	無。	



①国名	Romania (RO) (ルーマニア)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1998年法律No.84第1部にて再公布2014年5月8日官報No.337
	③地理的効力の範囲	ルーマニア国内のみ (商標法第1条(1))
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、証明商標、団体商標、地理的表示 (商標法第1条(2))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、立体商標、結合商標、色彩商標、音響商標、ホログラム (商標法第2条)
	⑦出願人資格	標章を所有する者(自然人、法人) (商標法第1条(3))
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第8条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州同盟(EU)又は欧州経済地域(EEA)に住所又は居所を有しない出願人は、代理人を選任しなければならない。 (商標法第13条、商標規則4(1)、(2))
	⑪出願言語	ルーマニア語。 (商標法第9条(1)、商標規則3)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録されると出願日から効力を生じ、出願日から10年間存続する。さらに10年ずつ更新できる。 (商標法第30条)
	⑬「グレースピリオド」	次の事項が規定されている。 (商標法第11条) 公式又は公認の博覧会での展示の場合。この場合、期間は展示日から6月
	⑭不登録対象	次の事項等が規定されている。(商標法第5条、第6条) (1) 定義された商標の要件を満たさないもの (2) 識別性のない商標 (3) ありふれたものとなっている標識又は表示のみをもって構成された商標 (4) 商品又はサービスの種類、品質、数量、価値、原産地、製造又は提供の日時又はその他の特徴の表示に使用される標識又は表示のみで構成された商標 (5) 商品の性質から必然的な形状、又は商品の技術的結果を取得し若しくは商品に本質的価値を付与するために必要な商品の形状のみから成る商標 (6) 商品又はサービスの原産地、品質又は性質につき、公衆に誤解を与える虞のある商標 (7) 地名表示を含む商標であって、表示された土地を原産地としない商品につき、当該表示が使用された場合に真の原産地を公衆に誤解させる虞のある表示からなるもの (8) 地名表示から成り又はそれを含む商標であって、表示地域を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒を表示するもの (9) 公序良俗に反するもの (10) ルーマニアの著名人の肖像等を含む商標であって、権利者の同意のないもの (11) パリ条約第6条3に規定の同盟国により採用された紋章、旗章、国章、標識、管理保証用公印、紋章の複製又は模倣を含む商標であって、管轄機関の許可のないもの (12) パリ条約第6条3の規定に記載され、1又は2以上の同盟国が加盟している政府、国際機関に属する紋章、旗章、その他の記章、ロゴ、イニシャル又は名称の複製又は模倣を含む商標であって、管轄機関の許可のないもの
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。周知商標を保護する制度はないが、周知商標は登録されない。 (商標法第6条(2)(f)、第24条(1))

①国名	Romania (RO) (ルーマニア)																									
⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法規則10)																									
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、方式要件、その後の登録性及び先の登録及び出願との類似性について審査される。 (商標法第22条)																									
⑲審査請求制度の有無	無。																									
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願審査料を倍額支払うことにより、審査を早めることができる。 (商標法第22条(2))																									
㉑出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から7日以内に電子公開される。 (商標法第17条)																									
㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、出願の公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第18条、第19条)																									
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に請求することができる(商標法第46条(1))。																									
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。登録後、継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。 (商標法第46条(1)(a))																									
㉕商標分類	国際分類(ニス分類)を採用している。 (商標法規則9(2)(m))																									
㉖図形要素の分類	有。ルーマニアは、ウィーン協定加盟国である。																									
㉗譲渡要件	無。商標権は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第41条(1))																									
㉘費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="446 1025 1212 1187"> <tr> <td>出願料</td> <td colspan="2">10 EUR</td> </tr> <tr> <td>公告料</td> <td>30 EUR(白黒)</td> <td>100 EUR(カラー)</td> </tr> <tr> <td>審査料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>商品、サービスの1類毎</td> <td>110 EUR(白黒)</td> <td>190 EUR(カラー)</td> </tr> <tr> <td>追加の1類毎に</td> <td colspan="2">50 EUR</td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="446 1232 1212 1344"> <tr> <td>更新料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>商品、サービスの1類毎</td> <td>120 EUR(白黒)</td> <td>200 EUR(カラー)</td> </tr> <tr> <td>追加の1類毎に</td> <td colspan="2">50 EUR</td> </tr> </table>		出願料	10 EUR		公告料	30 EUR(白黒)	100 EUR(カラー)	審査料			商品、サービスの1類毎	110 EUR(白黒)	190 EUR(カラー)	追加の1類毎に	50 EUR		更新料			商品、サービスの1類毎	120 EUR(白黒)	200 EUR(カラー)	追加の1類毎に	50 EUR	
出願料	10 EUR																									
公告料	30 EUR(白黒)	100 EUR(カラー)																								
審査料																										
商品、サービスの1類毎	110 EUR(白黒)	190 EUR(カラー)																								
追加の1類毎に	50 EUR																									
更新料																										
商品、サービスの1類毎	120 EUR(白黒)	200 EUR(カラー)																								
追加の1類毎に	50 EUR																									
㉙料金減免措置の有無	無。																									